

新 旧 対 照 表

静岡県業務委託契約約款

改正前	改正後
<p>静岡県業務委託契約約款 (令和 2 年 10 月最終改正)</p> <p>(前金払) 第34条 (略) 2～4 (略) 5 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第46条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第42条の2又は第46条の2第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条、第44条又は第44条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金におお余剰があるときは、受注者は、第42条、第42条の2又は第46条の2第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条、第44条又は第44条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。 3～8 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等) 第46条の2 (略) 2～4 (略) 5 第1項1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、発注者は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額を請求することができる。 6 (略)</p>	<p>静岡県業務委託契約約款 (令和 3 年 4 月最終改正)</p> <p>(前金払) 第34条 (略) 2～4 (略) 5 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第46条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第42条の2又は第46条の2第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条、第44条又は第44条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金におお余剰があるときは、受注者は、第42条、第42条の2又は第46条の2第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条、第44条又は第44条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。 3～8 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等) 第46条の2 (略) 2～4 (略) 5 第1項1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、発注者は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができる。 6 (略)</p>

<p>(談合等の不正行為に係る違約金) 第46条の3 (略) 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年<u>2.6</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等) 第46条の4 (略) 2 第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに業務委託料が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.6</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(賠償金等の徴収) 第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年<u>2.6</u>パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年<u>2.6</u>パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p>	<p>(談合等の不正行為に係る違約金) 第46条の3 (略) 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等) 第46条の4 (略) 2 第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに業務委託料が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(賠償金等の徴収) 第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p>
--	--